



〈撮影者：梶浦明裕弁護士 地名：小豆島〉

暑中お見舞い申し上げます。

暑中の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

さて、本号では、月山鉄平弁護士より、平成30年の民法改正（相続法）により新たに創設された、残された配偶者が被相続人の所有する建物に無償で住み続けられるという「配偶者居住権」の制度につきまして解説いたします。

また、梶浦明裕弁護士より、医療過誤訴訟において、病院側の説明義務違反のほか、医師によるカルテ改ざんを認定し、病院に対する損害賠償請求を認めた判決につきまして解説いたします。

さらに、新森圭弁護士より、コロナ禍において注目されている株主総会をオンラインで行うバーチャル株主総会につきまして、その内容と実施方法等をご紹介します。

配偶者居住権について

弁護士 月山 鉄平



はじめに

平成30年民法改正（相続法）で、配偶者の居住の権利として、「配偶者居住権」と「配偶者短期居住権」の2つの制度が創設され、令和2年4月1日から施行されています。今回は、これら2つの制度のうち「配偶者居住権」制度について解説します。なお、民法改正（相続法）の概要については、本誌令和元年7月号の工藤杏平弁護士の記事をご参照ください。（以下、被相続人を夫A、夫Aの配偶者を妻B、夫Aと妻Bの子を子Cとして、妻Bと子Cの他に相続人がいないケースを具体例に解説します。）

Q1 配偶者居住権とはどのような権利ですか。

上記ケースを前提にすると、次のように説明できます。夫Aが死亡した当時、夫Aと妻Bが居住していた夫A所有（夫Aと妻Bが二人で共有している場合も含まれます。）の建物（以下、「居住建物」といいます。）について、妻Bは、一定の要件を満たせば、夫Aの死亡後も無償で使用・収益（居住も含まれます。）を続けることができるという権利です。

Q2 配偶者居住権制度ができた経緯について教えてください。

夫Aの死亡後も妻Bは住み慣れた居住建物に住み続けたい場合、改正前では、妻Bは、遺産分割において居住建物の所有権を取得するという方法か、居住建物の所有権を取得した子Cから建物を借りるという方法を採用のが主でした。

前者の場合、妻Bは高額な居住建物の所有権を取得するために、遺産分割において現金や預貯金を十分に取得することを諦めざるをえないという不都合がありました。後者の場合、所有権を取得した子Cが妻Bからの賃貸借契約の締結の申し入れに応じず、妻Bが居住建物に住めなくなるという不都合がありました。

そこで、居住建物に住み続けたい、かつ、遺産分割において現金や預貯金を十分に取得したいという配偶者の希望をかなえるため、配偶者居住権制度ができました。

Q3 配偶者居住権が成立するとどのようなメリットがあるのですか。

配偶者居住権が認められた場合のメリットとして次の2点が挙げられます。

1つ目は、配偶者は、所有権を取得することなく、住み慣れた居住建物に住み続けられるという点です。今回のケースでいえば、居住建物の所有権を子Cが取得したとしても、妻Bは、別段の定めがない限り、死亡するまで居住建物に住み続けることができます。

2つ目は、配偶者は、居住建物の所有権を取得するより廉価で配偶者居住権を取得でき、遺産分割において、より多くの現金や預貯金を取得することが可能になる点です。今回のケースでいえば、妻Bは、高額な居住建物の所有権を取得せず、廉価な配偶者居住権を取得することによって、遺産分割において現金や預貯金をより多く取得しやすくなります。

Q4 配偶者居住権が成立するための要件について教えてください。

配偶者居住権が成立する要件は、以下の3つです。

(1) 被相続人の死亡時において、配偶者居住権の対象になる建物（以下「当該建物」といいます。）を被相続人が単独所有又は配偶者と二人で共有していたこと

今回のケースでは、夫A死亡時に、夫Aが当該建物を所有していれば、要件を充たします。また、夫A死亡時に、夫Aと妻Bの二人で当該建物を共有していた場合でも要件を充たします。

(2) 被相続人の死亡時において、配偶者が当該建物に居住していたこと

今回のケースでは、夫A死亡時に、妻Bが当該建物に居住していれば、この要件を充たします。

(3) 当該建物について、配偶者が配偶者居住権を取得する旨の遺産分割、遺贈又は死因贈与がなされたこと

今回のケースでは、当該建物について妻Bが配偶者居住権を取得するという内容の遺産分割、遺贈又は死因贈与のいずれかがなされていれば、この要件を充たします。

Q5 当該建物を夫Aと子Cが共有していた場合、配偶者居住権は成立しますか。

被相続人と第三者（配偶者以外の者）が当該建物を共有している場合には、配偶者居住権は成立しないとされています。したがって、今回のケースでは配偶者居住権は成立しません。この場合に配偶者居住権が成立すると、被相続人（夫A）ですら共有持分に応じた利用しかできなかったにもかかわらず、被相続人（夫A）の死亡という偶然の事情によって、配偶者（妻B）が、第三者（子C）を排した上、居住建物を無償で使用・収益する権利を取得してしまい、第三者（子C）の共有にかかる利益が害されてしまうからです。

Q6 配偶者居住権の存続期間を設定することはできますか。

遺産分割の協議や遺言において、存続期間について別段の定めをすることができます。例えば、「存続期間〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで」と定めることが可能です。また、家庭裁判所の遺産分割の審判において存続期間の定めがなされることもあります。

最後に

今回は配偶者居住権の制度概要や要件について若干解説しましたが、配偶者居住権については、遺産分割時における価額評価の方法など実務上の運用が定かでない点もありますので、引き続き留意が必要です。

カルテ改ざんを認めた東京地裁判決

弁護士 梶浦 明裕



令和3年4月30日、東京地方裁判所において、原告代理人を務めた医療過誤訴訟で、カルテ改ざんを認める判決を得ました。事案は、眼科の白内障手術後に片眼を失明した男性が、東京女子医大（東医療センター）に対して説明義務違反などを理由に

損害賠償を求めた事件（事故は平成25年）です。判決では、担当医には術前の説明義務違反があることに加え、結果との間の因果関係もあることが認められ（説明義務違反がなければ患者は手術を受けておらず失明結果も生じなかったと判示）、さらには、担当医によるカルテ改ざんとそれ自体の損害賠償義務100万円が独自に認められました（同判決は確定）。

医師法24条1項は、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」と規定しています。かかる「記載」は正確であるべきであり、同東京地裁判決が判示するとおり、「医

師は、患者に対して適正な医療を提供するため、診療記録を正確な内容に保つべきであり、意図的に診療記録に作成者の事実認識と異なる加除訂正、追記等を行うことは、カルテの改ざんに該当し、患者に対する不法行為を構成する」ことはいわば当然といえるでしょう。

医療事件を担当していると、カルテの記載に違和感を覚えても、それが改ざんである（記載と真実が異なる）ことを立証することは容易ではなく、前提として献身的に医療に取り組む医療従事者の方がほとんどであり、改ざん自体はほぼないと信じてはいます。他方で、今回、様々な角度からカルテの改ざんの立証に成功したことは意義があると考えています。

カルテ等の診療録は、医療機関の内部情報ではなく、医療機関と患者とで共有すべき情報であると解され、患者が自身のカルテの開示請求をすることは法的な権利です。そのような重要な意味を持つカルテについては、全てを事細かに記載することは不可能と思われませんが、できるだけ正確に保たれることは、その共有情報としてあるべき姿であると考えます。これを機に、今一度、医療機関側も、患者側も、カルテの性質とその重要性について考えてみてはと思います。

ハイブリッド型バーチャル株主総会の開催

弁護士 新森 圭



コロナ禍にあってリモートワークやオンライン会議などもすっかり日常になってきました。そんな中、昨年からは、株主総会をオンラインで行うバーチャル株主総会が注目されています。

会社法上、会場を用意せずに、出席者が全員オンラインで参加

する完全なバーチャル株主総会は難しいと考えられています。そこで、オンラインで株主総会を行う方法として、会場とインターネットを組み合わせて行う、ハイブリッド型株主総会が考案されています。

ハイブリッド型株主総会には、①参加型と②出席型の2種類の方法があります。

参加型のハイブリッド型株主総会は、会場での株主総会をインターネット上でライブ配信し、株主がこれを視聴することで参加する方法です。株主が容易に株主総会の内容を視聴でき、会社の株主重視の姿勢をアピールす

ることができるようになりますが、あくまでも配信されている動画を視聴するだけです。議決権行使はできず、株主総会の出席者としてもカウントできません。したがって、事前の議決権の行使などをフォローする必要があります。

出席型のハイブリッド型株主総会は、会場での株主総会をライブ配信することは出席型と同じですが、オンラインで参加している株主が、質問したり、議決権を行使したりするなど、手続きに参加することができるようにしているもので、こちらは株主を出席株主としてカウントすることが可能です。逆に言えば、会場で出席している株主と同様、会社法上認められた権利の行使を可能にしなければなりませんので、双方向でのやり取りを可能とするなど、参加型以上にシステムを整備しておかなければなりません。

コロナ禍により、これまでの常識が見直されつつあります。これを機にバーチャル株主総会を検討してみたいかがでしょうか。

実施のご相談はお問い合わせください。また、経済産業省も実施ガイドを公表しています。

近況報告



弁護士 古川 史高

新型コロナの影響で、生活様式が大きく変わりました。裁判も会議もリモートによることが多くなり、外出や出張の機会が減りました。結果、運動不足となり体重が増えました。



弁護士 笹浪 雅義

web会議やテレワークなど新しい仕事の様式が一気に進みました。一方、webで対面の重要性も再認識しました。年末には「コロナ騒ぎとかありましたね」という「日常」に戻ってほしいものです。



弁護士 岩田 修

最近老眼のせいで、パソコンで書類作成する際、手元の書類は眼鏡をはずして見るが多くなりました。それにもめげずに毎晩、裁判所に提出する書類等、作成に精を出しています。



弁護士 梶浦 明裕

今年の2月、平成28年4月の熊本地震以来3年半携わってきた熊本地方裁判所における被災マンション支援の訴訟が、多くの方々のサポートのもと、解決しました。完全復興を祈ります。



弁護士 堀田 和宏

見たかった映画の上映が延期され、先日、やっと公開となったようですが、季節柄、見に行けそうにありません。もっとも、ここ数年、映画館に足を運んだ記憶もないのですが。



弁護士 工藤 杏平

3年間従事していた司法研修所の所付(教官の補助)の任期が5月に満了しました。後進の育成を通じ、改めて自身の業務についても振り返り、学ぶことが多くありました。これからも一法曹として精進したいと思います。



弁護士 古郡 賢大

裁判期日についてもWEBでの開催を併用する案件が増え(MicrosoftのTeamsを利用します)、移動時間がかかり減ったように思います。運動不足にならないよう移動の際には階段を積極的に使うなどしています。



弁護士 月山 鉄平

弁護士登録をしてからあっという間の半年間でした。毎日が勉強の連続です。引き続き、心身の健康に留意して邁進してまいります。



弁護士 伊豆 隆義

コロナ禍。医療従事者に感謝します。1 原発事故10年。原賠事件終わっていません。2 東京プロマーケット(<https://www.jpjx.co.jp/equities/products/tpm/>) 上場DD。担当社の上場10社超に。3 ロータークラブの幹事に。



弁護士 工藤 研

社会問題化している「所有者不明土地」対策のため、相続登記が義務付けられ、一定期間内に登記をしないと過料の対象になる旨の改正法案が成立しています。ご注意下さい。



弁護士 井崎 淳二

今年5月、敬愛する師匠が天国へ旅立ちました。直前まで仕事をして「あとはよろしく」と、今頃あちらでゴルフを楽しんでおられるでしょう。こちらは大丈夫です、ご安心ください!



弁護士 近森 章宏

昨年の4月1日に民法が改正され、個人が保証人となる根保証契約では極度額(保証人が責任を負う上限額)を設定する必要がありますが、契約書をチェックしていると極度額を設定していないケースが散見されます。ご注意下さい。



弁護士 川原 奈緒子

旅行ができない分、「お取り寄せ」を利用するようになりました。福岡のもつ鍋や北海道の海鮮類など、どれも美味しいのですが、やはり現地の風に吹かれて食すのとは違います…。



弁護士 新森 圭

春から出身地である横浜市内に引っ越しました。家族も増えて行きたい場所もたくさんあるのですが、コロナ禍で出歩けず…1日でも早い終息を願っています。



弁護士 室賀 祥護

今年4月から弁護士会内派閥の執行部の任につきました。会員の弁護士向けに、出版・研修の企画・運営をする委員会に所属しております。



客員弁護士 渥美 三奈子

テレビドラマ「イチケイのカラス」の刑事裁判の法廷や法定外の裁判官合議の様態等の映像は、誇張満載でびっくり!が、視聴者には司法の垣根が無くなった、と思います。

事務局便り

コロナ禍で思いがけずネット環境が発達し、好きなアーティストの生配信を自宅で楽しめるなんて今まで考えられなかった新たな楽しみが増えましたが、やはり現地に足を運びその空間ごと楽しめる日が一日でも早く来ることを切に願っています。(KT)